

「新たな「京都市動物園構想」」策定に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

新たな「京都市動物園構想」の策定に係る業務委託

2 計画場所

京都市動物園（京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内）

3 履行期間

契約の日の翌日から平成31年3月29日まで

4 「検討会議」の設置

「新動物園構想」の策定に当たっては、動物園が組織する「検討会議」を設置し、「検討会議」で検討した内容を基に構想案を作成し、パブリックコメントを実施する。また、「新動物園構想」の策定までには、動物園学術顧問に対しての説明、意見聴取も行う。「検討会議」のメンバーについては、動物に関する専門家委員5名程度、公募で選ばれた市民委員2名を予定している。平成30年度に4回開催する。

5 「新動物園構想」において検討する内容

(1) ソフト事業の推進

ア 教育

生物多様性の啓発や地球温暖化対策の理解を深めるなど、動物園に求められる環境教育のニーズが高まり多様化していることを踏まえ、動物園における教育普及事業を体系化した教育プログラムの見直し及び充実を図る。また、京都市の庁内関係部署（教育委員会、環境管理課、地球温暖化対策推進室等室）と連携し、教育プログラムの充実を図る。

イ 研究

「生き物・学び・研究センター」が国の科学研究費補助金の申請が可能な研究機関として指定されたことを機に、霊長類をはじめとした希少動物の研究を更に推進し、研究成果を日本国内ひいては世界に向けて積極的に発信する。

また、近隣大学や他都市の動物園、博物館等の教育研究機関と連携し、多様な観点から研究を進める。

ウ 文化・観光

京都市における文化・観光拠点の1つである岡崎公園内に立地している地理的環境を生かし、岡崎地域の他施設（京都市美術館、琵琶湖疏水記念館等）、京都市の関係部署（観光MICE推進室等）と連携し、来園者の増加に繋がる取組を進

める。

また、京都市立芸術大学、京都芸術センター等とも連携を図り、文化を発信する場としての動物園の魅力を高めるとともに、京都府立植物園、京都水族館、京都市青少年科学センターと共同で実施している「4園館」事業を更に進める。

エ 「近くて楽しい動物園」の更なる進化

(ア) 魅力ある展示となるよう、時代の潮流を踏まえた展示方法や、環境エンリッチメント等の動物福祉に配慮した取組を強化する。また、環境に配慮した「エコ・Zoo」の取組を更に進める。

(イ) 身体障害者、小さな子供連れの家族、高齢者等の特に配慮が必要な来園者が楽しめるよう、ユニバーサルデザインの推進など、ソフト・ハード両面における課題を克服する。

(ウ) ふれあい広場「おとぎの国」で活動している「京都市動物園ボランティアズ」に加え、動物園のカイドを行う「ガイドボランティア」など、市民ボランティアの活動範囲を拡大する。また、学生のまち京都の特長を活かし、学生ボランティアの参加を積極的に進めるなど、市民に育んでもらえる動物園を目指す。

(エ) 東山を借景とした花や緑が美しく映える自然環境を活かし、四季を身近に感じることのできる空間としても来園者に楽しんでもらえるよう、四季の情報（花の見ごろなど）などを積極的に発信する。

(オ) 再整備を経て新しくなった園内の動物舎、サービス施設及び自然環境の美観を持続的に維持するための取組を強化する。

(カ) 新動物園構想に基づく新たな動物園を強力に推進していくために必要な体制の整備を図る。

(2) サルワールドの再整備

老朽化した「サルワールド」（サル島及び類人猿舎）を再整備し、時代に即した、動物福祉に基づく動物舎を建設する。同時に教育・研究機関としての機能を拡充するために、「生き物・学び・研究センター」の研究・教育拠点、関係機関等及び京都市の庁内関係部署との連携・交流の拠点、研究成果等を市民に還元するための拠点となるよう、計画を行う。

7 業務委託の内容

「新動物園構想」の策定に当たって、次の業務を委託する。

(1) 検討会議の運営支援業務

・会議の摘録の作成（会議は各回とも約2時間程度、1回あたりA4用紙5枚程度）

(2) パブリックコメント実施支援業務

・意見の概要作成（意見の集約、分類分け）

(3) サルワールド再整備の基本計画策定に係る業務

ア 再整備地の条件整理及び現況調査

サルワールド再整備地における各種関係法規に基づく規制内容、敷地条件に関する現況調査を行い、基本計画に反映する。なお、京都市動物園再整備（21年11月～平成27年11月）において把握していた各種関係法規に基づく規制内等については、「8 京都市動物園の概要」を参照すること。

イ 再整備施設の内容、施設規模及び施設配置の検討

施設の必要諸室、必要面積及び配置等に関しては、委託者から大枠の方向性を示すので、以下の事項について、検討を行うこと。また、本市庁舎建設関係部署との協議に参加し、その内容を基本計画に反映する。なお、施設の建設に際しては、動物園を運営しながらの整備となるため、工事期間中の工事車両の動線及び来園者の動線及び安全確保についても検証することとする。

- (ア) 主要諸室等のゾーニング図、各階平面図、立面図及び仕様書の作成
- (イ) 建物配置図（敷地利用計画、工事車両及び来園者の動線の検討を含む）
- (ウ) 電気設備、機械設備も含めた各室諸元表

ウ 再整備施設に必要な基本的性能の整理

以下の事項について、施設の必要な基本的性能を整理し、必要な設備等を検討する。

- (ア) 自然エネルギー利用・省エネルギー化・長寿命化等の環境負荷低減（太陽光発電・風力発電等、京都市公共建築物低炭素仕様を参考とする。）
- (イ) 各種災害時の機能維持
- (ウ) 室内環境に関する性能
- (エ) 再整備敷地全体のインフラ（電気、都市ガス、給水、排水、通信等）整備計画（動物園内のインフラの現状及び条件を把握したうえで行うこと。）
- (オ) 「新動物園構想」で策定される機能に対応した諸室の性能

エ イメージ図（パース図）の作成

- (ア) 施設外観（2カット）
- (イ) 鳥瞰パース（1カット）
- (ウ) 内観パース（2カット）

オ 整備スケジュール及び概算事業費の算出

「新動物園構想」に基づき、設計、各種調査、既存施設の取り壊し、整備手順も含めた整備スケジュール及び概算事業費を算定する。算定に当たっては、工事期間中の工事車両の動線及び来園者の動線確保について検討した内容を反映するとともに、他都市及び本市の先行事例を調査のうえで算定すること。

(4) その他付帯する業務全般

- (1)～(3)の業務を行うに当たり、国内外の類似施設の調査等、付帯する業務を行う。

8 京都市動物園の概要

京都市動物園は、都市計画決定を受けた都市公園である岡崎公園内にある。

- (1) 敷地面積 41,383 m²
- (2) 構造物 56施設 6,112.56 m²
- (3) 都市計画の制限等
 - ア 用途地域：第二種住居地域
 - イ 建ぺい率：20%
 - ウ 容積率：200%
 - エ 高度地区：15m 第2種高度地区
 - オ 防火地域：建築基準法第22条区域
 - カ その他：風致地区第4種地域，岡崎公園地区特別修景地域，遠景デザイン保全区域，岡崎文化芸術・交流拠点地区，岡崎文化・交流地区地区計画，屋外広告物規制区域（禁止区域），埋蔵文化財包蔵地（法勝寺跡）

9 サルワールド施設の概要

- (1) 現在の施設
 - ア サル島 屋外施設約254 m²
 - イ 類人猿舎 屋内施設約500 m²，屋外施設約629 m²
- (2) 再整備後の施設（予定）
 - ア 新サル舎 約370 m²（屋内施設か屋外施設かは未定）
 - イ 新チンパンジー舎 屋内施設約1,500 m²

10 業務体制

- (1) 受託者は、本プロポーザルにおいて実施する審査の提案事項の履行体制により、業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。
- (3) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、その他の従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、速やかに委託者に届け出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、業務責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障が生じないように、事前及び業務中の教育を万全に行う。

11 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって、委託者と常に密接な連絡をとり、委託者の指示により業務を進める。
- (2) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通じて知りえた情報を、第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 成果品に係る著作権は、委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。
ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。
ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

12 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。

13 貸与物品について

- (1) 委託業務の遂行に当たり、委託者が所有する記録、図面等を提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了し、又は当該契約が解除されたときには、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。
なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

14 納入する成果品

「新動物園構想（ソフト事業の推進、サルワールドの再整備）」

構想及び構想の概要版の電子データを作成のうえ、提出すること（概要版の作成については、どのデータを抽出するかは委託者が指示する）。なお、電子データの使用ソフトは、Microsoft Excel, Microsoft Word又はCADとし、デジタル写真のデータファイル形式はJPEGとする。これによらない形式での提出については、動物園職員と別途協議すること。また、電子データについては、平成31年2月28日（木）までに納入すること。

なお、受託者は成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条の権利を行使しないものとする。

15 業務委託料の上限

4, 200, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

16 委託料の支払

委託者において成果品の検収が完了した後、受託者からの請求により支払う。
なお、前払金及び部分払いは行わない。

17 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。

(参考)「新たな「京都市動物園構想」」策定に関する予定

平成30年	6月	検討会議委員の選定（市民委員の選定含む） 委託業者の選定 動物園顧問への事前の趣旨説明
	7月	第1回検討委員会の開催（構想案の提案）
	8月	第2回検討委員会の開催（構想案の討議）
	9月	第3回検討委員会の開催（構想案の作成）
	10月	動物園顧問への構想案の説明，意見聴取
	10月～12月	構想案を基にしたパブリックコメントの実施
平成31年	1月	第4回検討委員会の開催（構想案の最終検討）
	2月又は3月	新動物園構想の策定及び公表